

【44用語】

盛意（せいい）..盛んな情勢、親切

諭告（ゆごく）..さとし告げること

諮詢（しじゅん）..問い合わせること、相談、他の意思を参考に徵すること
訓令（くんれい）..上級官庁が下級官庁に対し、法令の解釈や事務の方針等
に関して下す命令

従前（じゆうぜん）..今より前、今まで

【44解説】

市制・町村制の公布には、町村の規模を拡大して有力な地方自治体を造成し、地方自治の精神を養い、それを国政の末端機関として位置づけようといふねらいがあつた。このため町村合併の推進は必要不可欠な条件であつた。

本県では明治二十一年（一八八八）六月二十日、県庁内に「町村制実施取調掛」が設置されて、書記官森岡真を委員長に五名の委員が任命された。

一方、県内各郡からも担当者（二～五名）の報告があつて町村合併実施のための組織が整うと、県はその手順として「町村制施行第一準備着手順序」を示した。この中では、本県が全国に先駆けて町村制の実施に取り組んでいること、続いて合併区域は県が査定して郡長に諮問すること、町村分合の取り扱い手続は郡長への訓令で着手することなど、全五項目を示している。